

米子市立図書館監視カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者及び職員の安全の確保を図るため、図書館に、監視カメラを設置するものとし、その設置並びに管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的とする画像撮影装置であって、撮影された画像を表示し、又は記録媒体に記録する機能を備えるものをいう。
- (2) 画像 監視カメラの画像表示装置により表示される画像であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 画像データ 監視カメラにより記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、監視カメラの画像表示装置その他の画像表示装置を用いて画像として表示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(監視カメラの設置場所等)

第3条 監視カメラ（以下単に「監視カメラ」という。）の設置場所及び設置台数は、別表のとおりとする。

(管理責任者等)

第4条 監視カメラの適正な管理及び運用を図るため、監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、米子市立図書館長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、画像データの改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の画像データの安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、前項の措置を適切に実施するため、図書館職員のうちから監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。
- 5 取扱者は、監視カメラの管理及び運用に関し、管理責任者を補佐する。
- 6 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、画像及び画像データにより知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置等に係る措置)

第5条 監視カメラの設置に当たっては、犯罪の予防及び事故の防止の効果を確保しつつ、個人の権利利益の保護との調和を図るため、撮影区域を必要かつ最小限の範

囲に限るものとする。

2 管理責任者は、図書館内の分かりやすい場所に、容易に視認することができる方法により、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 監視カメラを設置している旨
- (2) 管理責任者の職名及び連絡先

3 管理責任者は、監視カメラの設置をし、監視カメラの管理若しくは運用の方法の変更（監視カメラの設置台数の変更を含む。）をし、又は監視カメラの設置を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（画像及び画像データの利用及び提供の制限）

第6条 管理責任者等は、次の各号に掲げる場合を除き、画像及び画像データについて、監視カメラの設置の目的以外の目的のための利用又は第三者への提供をしてはならない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づいて行うとき。
- (2) 図書館の利用者又は職員の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理責任者が、米子市情報公開・個人情報保護審査会（米子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年米子市条例第24号）第1条に規定する米子市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

（画像データ等の管理）

第7条 管理責任者等は、次の各号に定めるところにより、画像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 画像データの保存期間は、当該画像を撮影した日の翌日から起算して2か月間とする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 前号に定める保存期間を経過した画像データは、新たに撮影した画像データの上書き記録、消去その他の方法により、当該画像データを復元することができない状態にしなければならない。画像データが記録された媒体を廃棄するときも、同様の措置（新たに撮影した画像データの上書き記録の方法を除く。）を講ずるものとする。
- 2 画像データは、これを複製し、他の記録媒体に記録し、又はインターネットにより送信してはならない。ただし、前条各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 3 管理責任者等は、画像データを記録した記録媒体の保管に際しては、その保管の状況を記録するとともに、盗難及び紛失を防止するために万全の措置を講じなければならない。

（個人情報保護条例の遵守）

第8条 管理責任者等は、監視カメラの管理及び運用に当たっては、この要綱に定めるもののほか、米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理）

第9条 管理責任者は、監視カメラの管理及び運用に関する苦情を受け付けたときは、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

（規定外事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラの設置並びに管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

設置場所	設置台数
エントランスホール 1階カウンター 2階カウンター 職員用通用口	4台